平成２９年（フ）第４６２号
東京都品川区南大井３丁目35―７―402
債務者　名和　由理
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６４号
東京都江戸川区西葛西３丁目８―３―203
債務者　佐藤由紀子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７４号
東京都墨田区墨田３丁目35―２―102（前住所）東京都墨田区京島１丁目53―５―105
債務者　阿部セツ子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９３号
東京都江戸川区東葛西５―53―７―103、住民票上の住所千葉県浦安市北栄２丁目８―22
債務者　市原　直美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９６号
東京都世田谷区太子堂２丁目２―25―302
債務者　黒木　朱美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０２号
東京都世田谷区玉川４丁目13―１―106
債務者　関　真奈美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０３号
東京都板橋区泉町19―７　レオパレス泉町第３　201
債務者　佐々木勝彦
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６号
岡山市東区君津213番地４
債務者　花岡　綾子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２号
横浜市南区前里町２丁目48番地　シャトル大恵Ｅ205
債務者　浜口昌弘こと　濱口　昌弘
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２号
熊本県天草市楠浦町2356番地、前住所熊本県天草市楠浦町900番地10　大友尻団地11号
債務者　野田　俊行
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第４２４号
東京都新宿区中落合３丁目29―６―105
債務者　藤森　正敏
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５００号
三重県伊勢市磯町911、住民票上の住所東京都大田区鵜の木３丁目27―８―405
債務者　永井　孝宗
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート３―306
債務者　隅田　　覚
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４３号
横浜市青葉区美しが丘４丁目43番地６　栄里第２マンション303号
債務者　川原　速人
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部